

## 令和3年司法試験結果に対する会長声明

- 1 本年9月7日に発表された令和3年司法試験最終合格者数は1421人であった。
- 2 司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」（司法試験法1条）である。上記判定を行う司法試験委員会は、司法試験受験者に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かを厳正に行わなければならない。

平成27年6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験最終合格者数を年間1500人程度は輩出すべきとする方針を決定する一方、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、質の確保が合格者数1500人維持に優先することを明らかにした。
- 3 その後、司法試験受験者数は平成28年6899人、平成29年5967人、平成30年5238人、平成31年（令和元年）4466人、令和2年3703人、令和3年3424人と、毎年大幅に減少する一方、最終合格者数は、平成28年1583人、平成29年1543人、平成30年1525人、平成31年（令和元年）1502人、令和2年1450人、令和3年1421人と微減にとどまり、その結果、受験者に占める合格者の割合は、平成28年22.9%、平成29年25.9%、平成30年29.1%、平成31年（令和元年）33.6%、令和2年39.2%、令和3年41.5%と急激に増加し続けている。

令和3年の最終合格者は昨年に続いて1500人を下回ったが、ついに合格率は4割を超え、この5年間で合格率は2倍近くも増加している。この間に司法試験制度に大きな変更点はなく、このような異常な合格率の増加は、質の確保より1500人の数値目標に近付けることを優先させた結果と推認せざるを得ない。
- 4 近年、司法試験合格者の大幅増員を続けてきた一方で、各種統計上、弁護士全体の収入は大幅な減少傾向にある。弁護士を取り巻く環境は年々厳しくなり、法科大学院の経済的、時間的負担などの問題もあいまって、有為な人材が法曹界を敬遠する傾向が続いている。平成30年度以降の実施が見送られた法科大学院適性試験は、平成15年度の開始から平成29年度まで受験者数は減少の一途であったし、法科大学院の入学者数も平成18年度の5784人をピークに減少しており、令和3年度は僅か1724人で増加の兆しもない。予備試験合格資格に基

づく受験者の司法試験合格率は93.5%と法科大学院修了資格に基づく受験者の合格率34.6%を圧倒しているが、予備試験受験者数も近年伸び悩んでいる。優れた人材が供給されず、試験による選抜機能も働かなければ、弁護士の質の低下は必至である。

5 このような質の確保に対する懸念に目を瞑り、約1500人もの合格者数を確保すべき事情はなく、むしろその弊害が大きい。平成19年から平成25年まで毎年2000人を超える司法試験合格者を輩出し続け、その後も一昨年まで1500人以上を維持してきた結果、弁護士数は既に過剰となっている。今後当分の間、高齢による弁護士の自然減は毎年500人程度であるから、約1500人もの合格はより一層需給バランスを失わせることになる。これを放置すれば、質の低下のみならず、経営難を原因とする弁護士による不祥事の増加や、公益的活動や経済的に見合わない事件の担い手不足などにより、弁護士に対する社会的信頼が損なわれることも懸念される。そのような事態となったとき、最終的に不利益を受けるのは利用者である市民である。

6 当会は、平成23年2月10日の定期総会において、司法試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をした。その後、毎年の最終合格者数の発表を受けて、1000人以下に減員するよう求める会長声明を繰り返し発してきた。

今後も更に約1500人もの合格者を輩出することは、質的側面、量的側面いずれからみても到底許容することはできない。

7 よって当会は政府に対し、改めて司法試験合格者数を1000人以下とするよう強く求める。

以 上

2021年（令和3年）10月22日

千葉県弁護士会

会長 三 浦 亜 紀